

[省令第8条の17の2（特別管理産業廃棄物50トン以上排出事業者用）]

様式第2号の13(第8条の17の2関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
2024 年 6 月 24 日	
(宛先) 長野市長	荻原 健司 様
提出者	
住 所	長野市松代町松代 1 8 3
氏 名	長野松代総合病院
	統括院長 瀧澤 勉
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 026-278-2031	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他 その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	長野県厚生農業協同組合連合会 長野松代総合病院
事業場の所在地	長野市松代町松代 1 8 3
計画期間	令和 6年 4月 1日 ～ 令和 7年 3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	病院
② 事業の規模	病床数 365床
③ 従業員数	698.5人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理工程	院内で発生した感染性廃棄物は廃棄物処理マニュアルの通り、その性状により決められた堅固な容器、または二重にした青色ビニール袋に梱包し感染性廃棄物保管庫に保管する。また、燃えやすい廃油においてもマニュアル通り専用の容器に詰め替え専用の保管庫にて保管する。その後の処理（収集・運搬、中間処理(焼却)、管理型埋立施設への最終処分）を優良認定業者に委託している。

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

廃棄物総括管理責任者:統括院長

特別管理産業廃棄物管理責任者:院長

特別管理産業廃棄物副管理責任者:業務施設課長代理

各職場廃棄物管理責任者

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】					
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	廃油（引火性のもの）	PCB処理物		
	排 出 量	82.67t	0.34t	0.06t		
	特別管理産業廃棄物の種類					
	排 出 量					
	（これまでに実施した取組） ・ 廃棄物処理マニュアルを配布し適切な取り扱いを徹底した ・ 毎年新人職員研修会で廃棄物の講習を実施し適切に取り扱えるように徹底した ・ 定期的（週に1～2回程度）に施設課職員が廃棄物保管庫内の点検をおこなっている					
②計画	【目標】					
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	廃油（引火性のもの）			
	排 出 量	84.00t	0.35t			
	特別管理産業廃棄物の種類					
	排 出 量					
	（今後実施する予定の取組） ・ 昨年度の取り組みを引き続き実施する ・ 定期的（週に1回程度）に施設課職員が廃棄物保管庫内の点検（適正な分別）を実施する					

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 種類 感染性廃棄物、燃えやすい廃油 ・ 廃棄物処理マニュアルを配布し適切な取り扱いを徹底した ・ 感染性廃棄物と一般廃棄物が正しく分別されるように感染性廃棄物は専用のビニール袋（青色）で廃棄するように変更した ・ 毎年新人職員研修会で廃棄物の講習を実施し適切に取り扱えるように徹底した ・ 定期的（週に1～2回程度）に施設課職員が廃棄物保管庫内の点検を行い、随時分別指導を実施している					
	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 種類 感染性廃棄物、燃えやすい廃油 ・ 昨年度同様の取り組みを実施していく					
②計画						

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 年度）実績】					
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	廃油（引火性のもの）	PCB処理物		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量					
	特別管理産業廃棄物の種類					
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量					
	（これまでに実施した取組） ・実施していない					
②計画	【目標】					
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	廃油（引火性のもの）	PCB処理物		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量					
	特別管理産業廃棄物の種類					
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量					
	（今後実施する予定の取組） ・実施予定なし					

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 年度）実績】					
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	廃油（引火性のもの）	PCB処理物		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量					
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量					
	特別管理産業廃棄物の種類					
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量					
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量					
	（これまでに実施した取組） ・実施していない					
②計画	【目標】					
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	廃油（引火性のもの）	PCB処理物		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量					
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量					
	特別管理産業廃棄物の種類					
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量					
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量					
	（今後実施する予定の取組） ・実施予定なし					

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 年度）実績】					
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	廃油（引火性のもの）	PCB処理物		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量					
	特別管理産業廃棄物の種類					
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量					
	（これまでに実施した取組） ・実施していない					
②計画	【目標】					
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	廃油（引火性のもの）	PCB処理物		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量					
	特別管理産業廃棄物の種類					
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量					
	（今後実施する予定の取組） ・実施予定なし					

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】					
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	廃油（引火性のもの）	PCB処理物		
	全処理委託量	82.67t	0.34t	0.06t		
	優良認定処理業者への処理委託量	82.67t	0.34t	0.06t		
	再生利用業者への処理委託量					
	認定熱回収業者への処理委託量					
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量					
	特別管理産業廃棄物の種類					
	全処理委託量					
	優良認定処理業者への処理委託量					
	再生利用業者への処理委託量					
	認定熱回収業者への処理委託量					
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者へ処理委託量					
	（これまでに実施した取組） ・電子マニフェストにより、最終処分までの確認を実施している ・優良認定処理業者への委託の実施					

②計画	【目標】							
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	廃油(引火性のもの)	PCB処理物				
	全処理委託量	84.00t	0.35t					
	優良認定処理業者への処理委託量	84.00t	0.35t					
	再生利用業者への処理委託量							
	認定熱回収業者への処理委託量							
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者へ処理委託量							
	特別管理産業廃棄物の種類							
	全処理委託量							
	優良認定処理業者への処理委託量							
	再生利用業者への処理委託量							
	認定熱回収業者への処理委託量							
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者へ処理委託量							
	(今後実施する予定の取組) ・引き続き優良認定業者への処理を依頼する ・電子マニフェストにて最終確認を実施する ・委託先の最終処分場の現場確認を予定。							
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度(令和5年度)実績】							
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)			83.07 t				
	(今後実施する予定の取組等) ・電子マニフェストに加入している ・今後も引き続き電子マニフェストでの管理を実施する							
※事務処理欄								

備 考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が**50**トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が10以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別紙 1

特別管理産業廃棄物処理計画書（特別管理産業廃棄物の実績及び計画の量）

処 理 項 目		特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 の 種 類										合 計
		感染性産業 廃棄物	廃油(引火 性のもの)	PCB処理 物								
排出抑制に関する事項	前年度排出量(実績)	82.67t	0.34t	0.06t								83.07t
	本年度排出量(計画)	84.00t	0.35t									84.35t
自ら行う(行った) 再生利用に関する事項	前年度実績											
	本年度計画(目標)											
自ら行う (行った) 中間処理に 関する事項	自ら行う(行っ た)熱回収の量	前年度実績										
		本年度計画(目標)										
	自ら中間処理 により減量 する(した)量	前年度実績										
		本年度計画(目標)										
自ら行う(行った) 埋立処分に関する事項	前年度実績											
	本年度計画(目標)											
処理の 委託に 関する 事項	全処理委託量	前年度実績	82.67t	0.34t	0.06t							83.07t
		本年度計画(目標)	84.00t	0.35t								84.35t
	優良認定処理業者 への処理委託量	前年度実績	82.67t	0.34t	0.06t							83.07t
		本年度計画(目標)	84.00t	0.35t								84.35t
	再生利用業者への 処理委託量	前年度実績										
		本年度計画(目標)										
	認定熱回収業者への 処理委託量	前年度実績										
		本年度計画(目標)										
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	前年度実績										
		本年度計画(目標)										
		前年度実績										
		本年度計画(目標)										

【記載方法】

- ・ 各産業廃棄物の種類ごとに該当の箇所の上段に前年度の実績（現状）を、下段に本年度の目標（計画）の産業廃棄物の量を記載してください。
- ・ 「自ら行う再生利用に関する事項」の欄は、自ら直接再生利用した量と中間処理した後再生利用した量を記載してください。
- ・ 「自ら行う埋立処分又は海洋投入処分に関する事項」は、自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量と自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量を記載してください。
- ・ 「処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量及びそれぞれの内訳を記載してください。